

十和田市消防団協力事業所表示制度のお知らせ

消防団は「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、災害時はもとより地域コミュニティの振興に大きな役割を果たしています。

近年、消防団員の会社勤めをしている割合が約7割となっており、雇用する事業所側の消防団活動に対する一層の理解と協力が不可欠です。

このため、市では4月1日から消防団員となった従業員が消防団活動をしやすい環境づくりをしている事業所や、所有する資機材などを提供している事業所などに対し、その証として消防団協力事業所表示証を交付しています。

■認定のメリット

事業所は「消防団協力事業所表示証」を社屋などに掲示でき、自社のホームページやパンフレットなどに広く表示することができるため、社会貢献企業として信頼性の向上につながります。

また、建設業者には市の等級格付に係る優遇加点措置を講じます。

■認定基準

次のいずれかに該当する場合に認定されます。

- ▶従業員が市消防団員として3人以上入団している
- ▶従業員の就業時間中における消防団活動について、積極的に配慮している
- ▶災害時に事業所の資機材を消防団に提供するなどの協力をしている
- ▶消防団活動に協力し、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、特に優良と認められる

■申請方法

認定を受ける事業所は「十和田市消防団協力事業所表示申請書」を提出してください。なお、申請書は総務課で配布しています。また、消防団長などが推薦する場合があります。

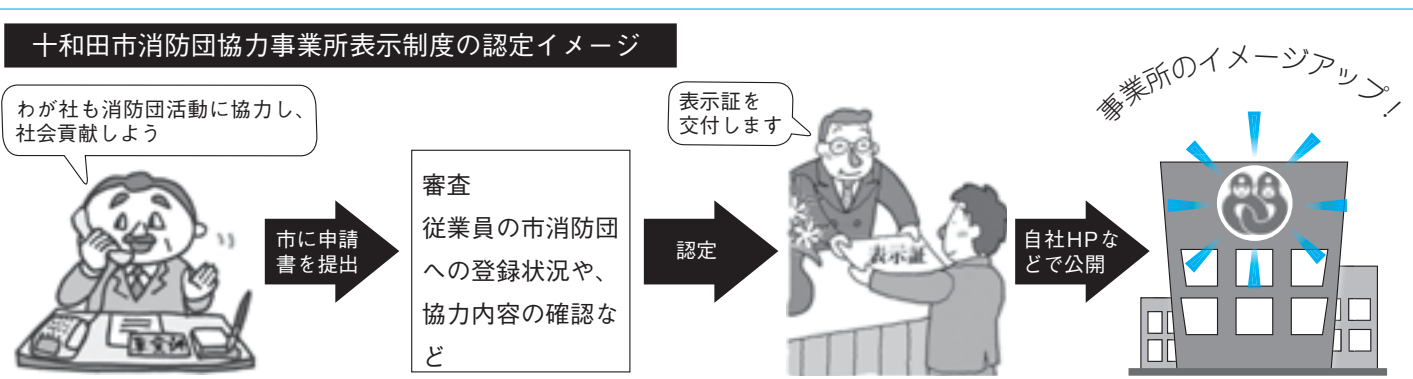
申し込み先 総務課防災係 (☎235111内線159)



消防団協力事業所表示証

このマークは事業所の消防団に対する協力として、消防団員と従業員をイメージした輪の連結を力強く表現しています。ハート型は地域を思う心を表しています。

サイズはA4型の縦297ミリ×横210ミリ×厚さ6ミリのアクリル樹脂製で、事業所の入口など目に付きやすい場所に掲示するほか、ホームページ、パンフレットなどにも活用できます。



農業用施設を使用・管理しているかたへ

大雨や地震などにより農業用施設（頭首工、ため池、用水ポンプ、用排水路、農業用道路など）が被害を受けた場合、災害復旧事業の対象になります。

災害復旧事業の申請には、日常の維持管理、運転、点検を行っている状況の写真と日報が必須です。日ごろから写真と日報を整理しておくとともに、災害発生時にはおおむね10日以内に申請してください。

問い合わせ先 土木課維持係 (☎235111内線377)

災害時の安心情報は固定電話専用

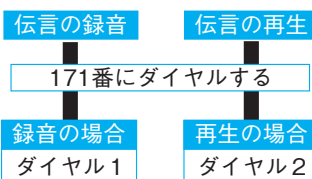
災害用伝言ダイヤル171へ

地震などの災害が発生すると、膨大な数の電話が被災地に集中するため電話がかかりにくくなります。このような状態でも家族間で安否の確認や避難場所の連絡などをスムーズに行えるのが「災害用伝言ダイヤル」です。

問い合わせ先

NTT東日本 (☎116)

災害用伝言ダイヤル171の操作方法（固定電話専用）



連絡を取りたいかたの自宅の番号を市外局番からダイヤルする毎月1日は開放しています。家族でお試しください。